

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・7・3
						決裁	27・7・6
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	□ 平成 年度 第 回 本部会		
	■ 平成 27 年度 第 2 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム		
	■ 平成 27 年度 第 5 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 27 年 7 月 3 日 (金) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 10 分		
開催場所	3 A 会議室		
出席者	くらし安心部長	こども健康部長	教育部長
	市民自治振興課長	文化会館長	人権推進課長
	高齢介護課長	こども育成課長	健康づくり課長
	スポーツ振興課長	環境保全課長	森林づくり課長
	農産課長	産業政策課長	生涯学習課長
	図書館長	くらし安全課課長代理(危機管理対策担当)	観光課課長代理(弘法の里湯担当)
	政策部長(チームリーダー)	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	
	事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 低稼働時間帯の有効活用について		
	2 使用料見直しに関する自治会連合会役員会への進捗の報告について		
配付資料	資料 1 公共施設の低稼働時間帯の有効活用に関するフロー(案)		
	資料 2 公共施設の使用料の見直しに関する事務の経過について		
会 議 結 果			
【議題 1】低稼働時間帯の有効活用について			
① 前回WGで選定した対象施設(事務局から提案の保健福祉センター及び広畑ふれあいプラザ、所管課から提案の末広ふれあいセンター及び曲松児童センター)について、資料のフローのとおり進めたい。現時点で実施を決定したということではなく、今後、施設所管課と調整しながら、実施の可能性を検討していく。			
② 対象は学習塾などの教育関係の事業に絞るのか。 ⇒ 教育関係に限らず、大人を対象とする事業も対象。既存の市民活動が営利化することも想定。利用希望者との対話を通じて、まずはニーズを把握したい。			
③ 有効活用の時間帯の想定は。 ⇒ おおむね午後5時から午後10時までを想定している。			
④ 使用形態(契約など)のイメージと期間はどうか。また、広畑・末広は建設時の補助金の制約があると思うが、整合は図っているか。 ⇒ 現行制度の中で取り扱っていると、「行政財産の目的外使用」により、最低半年以上の期間で使用してもらう。補助金の制約がある施設の取扱いは、確認する。			
⑤ 本件は試行なのか、本格実施なのか。現在行っている実証実験(子ども無料化等)と同様の試行を続ければ、本来の「使用料の見直し」という論点が市民に対して明確にならなくなる。 ⇒ 試行的に行うが、ある程度の期間が必要であるため、試行期間中に「使用料の見直し」に至る可能性もある。現在は、使用料の見直しについての市民への説明を尽くすために、様々な事業を行っているという段階である。			
⑥ 使用料はどのようか。 ⇒ 当然、現状の使用料に上乗せした料金を設定する。			
⑦ 既存の利用者への説明を十分行うべき。			
⑧ 歳入を通常の使用料と区分するために、歳入科目や充当先を明確にした方が良い。			
【議題 2】使用料見直しに関する自治会連合会役員会への進捗の報告について			

① 7月16日に開催される自治会連合会役員会では、事務の進捗に関する概略的な資料を出していく。

② 基本的な自治会活動は減免対象であると説明するか。また、前回WGで議論したガイドライン（案）で議題となった「懇親会の扱い」などを説明するのか。

⇒ ガイドライン（案）は、今後、規則の改正によって明確にする部分と、窓口での判断マニュアルとして留めておく部分に振り分けるが、基本的には、内部の事務処理マニュアルであり、会議の場では個別具体的な説明は行わない予定である。

③ 7月16日以降、各施設において資料を配布し、説明することは可能か。また、資料に基づき、利用者等から意見があった場合、集約して事務局に送付して良いか。

⇒ 利用者の意見は事務の参考にしたいので、ぜひ、そのようにして欲しい。

④ 資料中「今後の予定」で、「市民の理解を得る」ということをきちんと記載した方が良い。

⇒ 「今後の予定」の内容については、表現を再検討し、後日送付する。

⑤ 使用料の見直しについて、条例改正の議案上程や施行の時期が未定とのことであるが、今後の使用料額（案）の検討や公表はどのように行っていくか。

⇒ 使用料額及び減免ガイドラインの案は、今後、このWGで引き続き調整していく。庁内で決定した内容は、議会・自治会へ説明し、広報にも載せていく。

⑥ 施設所管課では、機会あるごとに利用者等への説明を行っているが、今後、「地区別市政懇談会」など、全庁的に施策を周知できる場では、政策部側でも積極的に説明をしてほしい。

#### 【その他】

① 実証実験（施設の試行的開放）について、期間終了後も施設所管課の判断で継続することは可能か。

⇒ 実証実験の終了後は一定の評価期間が必要であり、その後検討して欲しい。

備考